

広島県病院事業告示第二号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定によって、
県立広島病院に係る県立病院使用料及び手数料条例（昭和二十四年広島県条例第三十一号）
に基づく使用料及び手数料のうち未収金の収納事務を次のとおり委託した。

平成二十一年十一月十二日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

委 託 を 受 け た 者		委 託 し た 年 月 日 （ 委 託 期 間 ）
名 称	住 所	平成二十一年一月二日 （平成二十一年一月二日） 平成二十三年三月二日
ニッテレ債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目一六番 二〇号	